

令和6年4月27日

保護者様へ

大口町立大口西小学校長
江口孝一郎

災害時・警報発表時の対応について

台風や地震等への対応について、本校では地震や台風などで警報等が発表された場合に以下のように対応し、児童の安全を確保に努めています。ご家庭でもご承知いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

1 大口町に震度5弱の地震が発生したとき

(1) 対応

場面	地震発生（発生後）
① 始業前	休校
② 在校時	授業を中止。 保護者による引き取り下校。 学校から連絡がなくても引き取りをお願いします。

(2) 児童の動き

場面	地震発生（発生後）
① 登下校時	安全な場所へ一時避難し、自宅か学校かどちらか近い方へ行きます。
② 在校時	保護者が来校するまで安全な場所へ避難した上で、迎えに来た保護者とともに下校します。
③ 在宅時	安全な場所に一時避難します。登校はしません。（休校）

(3) 保護者の動き

場面	地震発生（発生後）
① 登下校時	（児童が自宅に戻らない場合）通学路を歩いて学校へ迎えに来てください。
② 在校時	学校へ迎えに来てください。迎えが困難な場合は、学校で待機させます。
③ 在宅時	休校とします。児童の安全確保をお願いします。

2 台風（大口町への暴風警報発表されたとき）

(1) 登校前後に大口町へ暴風警報が発表された場合

暴風警報 解除の時間帯	授業について	昼食について
① 午前6時30分前に解除	平常どおりの授業	前日までに給食なしの連絡があった場合は、弁当持参
② 午前6時30分～ 午前11時までの間に解除	・午後1時に学校に到着するように通学班で登校 ・4、5時間目の授業を行い、一斉下校	昼食は家で済ませる
③ 午前11時を過ぎて解除 午前11時を過ぎて継続	休校	

※ ①②の時でも、道路の冠水や河川の増水・氾濫などの危険が予想される場合は、登校の必要はありません。

(2) 登校後に大口町へ暴風警報が発表された場合

- ① 授業を中止し、安全を確認したうえで、速やかに通学班で下校させます。
(通学班担当者が集合場所や児童の家の近くまで付き添います)
- ② 留守家庭(※)の児童については、保護者等の迎えがあるまで学校で待機させます。
※ 留守家庭とは「帰宅しても自宅に誰もいなくて、自宅に入れない状態」のことを意味します。
 - ・ 家の鍵を持っており、家には入ることができる児童については、原則帰宅させます。
 - ・ やむを得ない事情により学校での待機を希望する場合は、事前に学級担任に申し出てください。

3 特別警報発表時について

(1) 特別警報が発令されている場合

① 登校前	<ul style="list-style-type: none">・ 登校しません。・ 特別警報解除後も、通学路の安全が確認され、学校から連絡があるまで登校しません。(tetoruによる連絡)
② 登校後	<ul style="list-style-type: none">・ 授業を中止し、学校で待機します。(tetoruによる連絡)・ 警報解除後も、学校で待機します。災害の状況及び気象・通学路の状況に関わる情報を収集し、大口町教育委員会の指示をうけて、下校の判断をします。・ 下校は引き渡しカードによる、保護者への引き渡しとします。

4 その他の警報発表時

大雨や洪水、大雪など特別警報に該当しないその他の警報が発表されている場合は、原則として学校からの連絡がない限り授業を実施します。

※ 道路の冠水や河川の増水・氾濫など危険が予想される場合は、登校の必要はありません。その場合は、学校まで電話等でご連絡ください。

5 その他

下校時刻の急な変更や休校時等の連絡については、tetoruによる連絡をします。

※ 放課後児童クラブ及び児童センターを利用されている保護者の方は、令和6年度「放課後児童クラブのしおり」を参考にしてください。

※ 警報・注意報は市町村ごとに発表されます。

「大口町」に警報等が出されているかどうかが、判断基準となります。